

可児市こども発達支援センターくれよん 個別施設計画

令和2年12月

可児市こども健康部
こども発達支援センターくれよん

目次

1	目的と位置づけ	1
(1)	目的	1
(2)	位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	2
5	今後の方向性	3
6	施設の劣化状況	3
7	施設の日常点検	4
8	対策の優先順位の考え方	4
9	対策内容と実施時期	4

1 目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

(2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	こども発達支援センターくれよん	下恵土 28-5	2210.58 m ²	966.77 m ²

4 施設の現状と課題

(1) 現状

ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	発達に何らかの心配がある子どもの社会的自立に向け、就学前通所療育（家族支援含む）及び相談支援を行う。
施設の構成	個別指導室（5）、運動機能訓練室、ワークスペース、研修室兼相談室、給食室、こどもトイレ、保護者控室、職員室
施設で行われる事務サービスの内容	・児童発達支援……療育が必要な就学前児童について、保護者との契約の上、個別の支援計画に基づき通所療育を行う。 ・障害児相談支援…障害福祉サービスを必要とする児童・保護者の依頼を受け、利用計画の作成及び適正なサービス継続を支援する。

イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	階層数	屋根	外壁	耐震状況
こども発達支援センターくれよん	S62, H17	S	1	防水・シングル	タイル	新耐震基準

※構造 S=鉄骨造

ウ 施設の利用状況

(7) 利用者数の推移

年度	年間通所児総数	年間発達相談数	年間計画相談数
H22	4,793 人	152 人	
H23	5,150 人	210 人	
H24	4,518 人	234 人	
H25	4,910 人	224 人	
H26	5,056 人	278 人	280 人
H27	5,272 人	294 人	350 人
H28	4,776 人	269 人	397 人
H29	5,204 人		412 人
H30	5,553 人		422 人
R1	5,196 人		410 人

年間通所児総数を見ると約 5,000 人前後で推移しています。長年くれよんで実施していた発達相談は平成 29 年度から子育て支援課に移行しました。計画相談は平成 26 年度から開始し、開始当初から平成 30 年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度はやや減少しました。

(2) 課題

○施設利用者への対応

くれよんは、発達障がいなど発達に何らかの心配を抱える児童・家族を支援する機関として「児童発達支援事業所」「乳幼児発達相談」に加え、平成 26 年 4 月から「指定特定相談・指定障害児相談支援事業所」を開始しました。平成 29 年 4 月から「乳幼児発達相談」は子育て支援課に移行したため、現在は「児童発達支援事業所」「指定特定相談・指定障害児相談支援事業所」の 2 つの機能を有しています。児童発達支援事業所利用児（年間通所児）は約 5,000 人、計画相談利用児は約 400 人前後の利用状況が続いていますが、年々困難事例への対応が増加しています。

○各種専門員の確保

・児童発達支援事業（福祉支援員）

支援員一人あたりの担任可能枠及び個別指導室数の状況から、利用児受け入れには限りがありますが、待機児ゼロを継続しています。特別支援教育に関する有資格者等の確保が重要です。

- ・障害児相談支援事業（相談支援専門員）

障害福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）利用には、保護者からの利用計画提出が新たに義務付けられたため、利用計画書作成の支援をする相談支援専門員の確保が課題となります。

○官民連携の体制づくり

児童福祉法の改正により、民間の児童発達支援事業所が開設されています。地域の子育て機関全体の支援力向上をめざした体制を整えつつ、官民が連携した発達障がい児への対策を行っていくことが必要となります。

5 今後の方向性

療育支援及び相談支援事業の需要が高まる傾向にある中、有資格者の確保が十分とは言えない状況が続いており、公が担う役割は大きく、民に全面的に任せることができない分野です。今後も引き続き職員確保に努め、施設の適正な保全を図ります。

6 施設の劣化状況

建物内部、屋根、外壁について部位ごとの目視による確認を基本とし、部分的に触手及び打診調査を実施しました。

○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
－	点検対象外。

○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
こども発達支援センターくれよん	C	A	B	B	B	B

7 施設の日常点検

施設利用者の安全確保、施設の予防保全による長寿命化のため、施設の日常点検（自主点検、法令点検、定期点検）を行います。点検において確認された不具合等については、履歴として記録し、以後に、修繕、改修を行う際や個別施設計画を見直す際に、考慮します。

8 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

9 対策内容と実施時期

対象施設における今後の対策時期、内容、費用を算出しました。

費用は本計画策定時点における概算であり、工事発注時における詳細な設計や今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化により、変動が生じる場合があります。

対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	屋根 外壁				内部		電気		屋根 空調	内部	
費用	10,877 5,623	0	0	0	856	0	6,569	0	7,391 41,490	856	
年度計	16,500	0	0	0	856	0	6,569	0	48,881	856	73,662